

令和8年度 農作業標準労賃・機械作業標準料金

【農作業標準労賃（1日8時間）】

作業の種類		令和8年度	
稲作・畑作	一般作業	1,061円	※県最低賃金に準拠
草刈り	畦畔管理作業	1,900円	※刈払機・燃料代等含む
果樹	せん定作業	1,590円	

○食事は作業者の負担としています
 ○1日当たり実労働時間8時間を基準としています
 ○ほ場条件等が悪い場合は、協議して別途割増料金としてください

【機械作業標準料金（10アール当たり）】

作業の種類	令和8年度	
	令和8年度	備考
耕起（稲作・畑作）	8,300円	トラクターとロータリー12cm耕起を標準 ※
代かき （一番・二番とも5a未満割増）	8,800円	トラクターと代かきハロー ※
畦塗り作業1mあたり	82円	
田植え作業	12,000円	田植え機 植え付けのみ ※ 側条施肥田植え 1,000円増（肥料代別）
刈取作業 （バインダー）	12,300円	結束ひも含む
脱穀作業 （ハーベスター）	11,100円	生脱 20%増
肥料散布 （散布のみ）	4,000円	ライムソアー・ブロードキャスター
コンバイン	24,800円	コンバイン刈り 糞搬入及び結束ひもは別途

○各作業の詳細については委託時に確認してください。
 ○※の作業については5a未満2割増
 ○ほ場条件(作業の難易、土質、大小等)により加減できます。
 ○燃料価格の影響については、双方の話し合いにより調整してください。

問い合わせ 茅野市農業委員会事務局 ☎72-2101（内線442）